

八十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別責任）の罪

八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第七十四号）第三条から第七条まで（放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪

八十三 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

八十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで（船舶の強取等）又は第四条（船舶強取等致死傷）の罪

（刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する心急措置法の一部改正）

第四条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する心急措置法（昭和三十八年法律第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用対象）

第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。

第一条第二項中「わからない」を「分からぬ」に、「官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して」を「政令で定める方法によつて」に改め、ただし書を削る。（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第五条 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関する、次に掲げる処分をすることができる

一 第一条の規定、第二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十一条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日

三 附則第五十八条の規定 児童買春、児童ボルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十二条第一項第一号）同条及び附則第五十九条において児童買春等处罚法（部改正法）といふの公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）のいずれか遅い日

四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四十二条第一項第一号）同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」といふの公布の日又は施行日のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六百二十号）同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」といふの公布の日又は施行日のいずれか遅い日

（経過措置）

第一条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した後に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法（以下「新組織的犯罪处罚法」といふ。）第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第四十一条第一号（無許可営業）の罪

二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条第一号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の収受等）の罪

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百四十三条第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

四 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十三条第一項（株主等の権利の行使に関する取扱い）の罪

五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）の罪

六 保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百二十九条第一項（社員等の権利の行使に関する取扱い）の罪

又は第二百三十一條第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

七 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

第三条 新組織的犯罪处罚法の規定の適用については、次に掲げる罪は、新組織的犯罪处罚法第十三条第二項各号に掲げる罪とみなす。

一 破産法（平成十六年法律第七十五号）附則第六条前段の規定によりなお從前の例によることとされている場合における同法附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号）第三百七十四条（詐欺破産）の罪、同条の例により処断すべき罪及び同法第三百七十八条第三条の詐欺破産）の罪

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。